

## 2025 年度入学者向け入試 一般選抜 民事法系【民法・商法】出題趣旨

### I

- (1) 債権者代位権の制度趣旨について説明することを求めるものである。まず、多くの立場が、債権者代位権を、債務者の責任財産を保全し、後の強制執行に備えるための制度だと理解していることを説明することが求められる。そのうえで、事実上の優先弁済効が認められるとされる結果、責任財産の保全という制度趣旨から離れた運用がされていること、債権者の特定の権利を保全するために行使される可能性についても明文の規定が置かれていることを説明することが求められる。以上の説明に際しては、適宜根拠条文を摘示することが求められる。
- (2) 親権および未成年後見人の権限について、両者の相違点に留意しつつ説明することを求めるものである。まず、親権が身上監護と財産管理をその内容とすることやそれぞれの権限の具体的内容を説明すること、未成年後見人についても親権者とほぼ同様の権限が認められていることを説明することが求められる。そのうえで、子の財産管理にあたって、要求される注意義務のレベルが両者では異なることを指摘することが求められる。以上の説明に際しては、適宜根拠条文を摘示することが求められる。

### II

ある者（B）が、自己の所有する土地に隣接する他人（C/D）の土地（乙'区画）にはみ出して占有し、駐車場として使用している場合において、C/DがBに対してその明渡し・駐車場設備の撤去を求めることができるかを問うものである。おおよそ、以下の事項に関する論述を求めている（他の事項に関する言及も、適切な記述であれば、もちろん評価する。）。

第1に、C/DがBに対して上記の請求をするための根拠として考えられるのは、所有権に基づく返還請求権・妨害排除請求権である。そこで、この請求権が認められる根拠を示すとともに、要件を正確に摘示し、あてはめることが求められる。

第2に、Bとしては、乙'区画の時効取得を主張することによって、C/Dの所有権を否定することが考えられる。そこで、取得時効の根拠条文を示すとともに、要件を正確に摘示し、あてはめることが求められる。なお、本設例においては、Bの占有期間は10年に満たないため、Bの占有のみを理由としては、長期取得時効どころか、短期取得時効を主張することもできない。そこで、Bとしては、Bの前に乙'区画を占有していたAの占有の合算を主張することが考えられる。いずれにせよ、そのような主張をするにあたっての根拠条文を示すとともに、時効の起算点を含めたあてはめが求められる。

第3に、C/Dとしては、仮にBが乙'区画を時効取得するとしても、自らに対しては時効取得を対抗できないと反論することが考えられる。ここで、「時効取得」を「第三者」に対抗するためには登記が必要かという問題について、どの条文のどの要件の問題であるのかを示すとともに、判例なり有力説なりの考え方を示し、あてはめることが求められる。なお、(2)については、Dがその主観的態様に照らしてなお「第三者」であるといえるのか、「第三者」の主観的要件に関する判例なり有力説なりの解釈を示したうえで、あてはめることが求められる。

全体として、条文やそこに定められた要件・効果や、それに関する判例・学説の正確な理解を問うと同時に、法的三段論法を適切に使って結論を導くことができているかを問うている。したがって、知識をいくら正確に挙げていても、その一方であてはめの検討が杜撰であるものには、高い評価は与えられない。一方で、条文・要件の丁寧な摘示および丁寧なあてはめができていれば、結論自体は問題とはしない。

### III

- (1) 仲立ちおよび仲立人の意義についての理解をみる問題である。
- (2) 手形法 40 条 3 項に定める「悪意又ハ重大ナル過失」の意義についての理解をみる問題である。

### IV

株主総会の決議の取消しの訴えに係る請求を認容する判決の遡及効、取締役権利義務者、代表取締役権利義務者等についての理解をみる問題である。